

「性暴力・DV対策」 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和2年11月25日(水)13:00~15:00
2. 場 所：カリエンテ山口
3. 登壇者：
内閣府男女共同参画局 局長 林伴子
内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課 課長 難波康修
山口県男女共同参画課 課長 平川恵美子
山口大学大学院 医学系研究科法医学教授：男女共同参画支援部門長/性暴力救援センター
一大阪・SACHICO 理事 高瀬泉
広島大学准教授/全国女性シェルターネット共同代表/性暴力被害者サポートひろしま
代表理事 北仲千里
一般社団法人 日本フォレンジックヒューマンケアセンター 会長 片岡笑美子
NPO 法人 山口女性サポートネットワーク 代表理事 小柴久子
琉球大学人文社会学部准教授/更生保護法人がじゅまる沖縄相談員 田中寛二

(プログラム)

1. 開会挨拶 林伴子 (VTR出演)
2. パネルディスカッション① 「性暴力対策について」
 - A 政府施策説明 「性暴力対策に関する取組」 難波康修
 - B パネルディスカッション
パネリスト 難波康修/平川恵美子/高瀬泉/北仲千里/片岡笑美子
3. パネルディスカッション② 「DV対策について」
 - A 政府施策説明 「DV対策に関する取組」 難波康修
 - B パネルディスカッション
パネリスト 難波康修/平川恵美子/小柴久子/北仲千里/田中寛二
4. 閉会挨拶 難波康修

* 敬称略・順不同

司会：

皆さん、こんにちは。政府広報オンライン「未来に向けて 知る・変わる・守る チームNEXT ステップ」のライブシンポジウムをご覧いただき、誠にありがとうございます。

「未来に向けて 知る・変わる・守る チームNEXT ステップ」は、今、一步一步、次のステップへ進む準備をみんなで始めたい。今できることを知って、これまでの考え方や行

動を見直し、これからの暮らしを守りたい。そんな思いから生まれた広報事業です。生活、雇用など暮らしに密着した様々なテーマが私たちの目の前にあります。そして、それぞれのテーマに、地域の特色を生かした取組があります。これらの取組について、国と地域の皆さんが一つのチームとなり、情報を交換し、知識を深めるため、シンポジウムやワークショップをオンライン開催し、全国へのライブ配信を実施しております。本日は、こちらの萩焼で知られ、また、下関のふぐでも知られている山口県の会場から、私、竹島知江が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまからのお時間は、「性暴力・DV対策」と題して、シンポジウムを配信してまいります。性暴力・DVで悩んでいる方へ向けて、相談だけではなく、医療的支援、法的支援、警察などへの同行支援など、様々な形で寄り添う体制を整えています。現在の社会が抱える問題に対する取組を紹介し、適切な支援を早期に受けることの大切さをお伝えする講演、パネルディスカッションとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、一部の出演者の方にはリモートでご登壇いただきます。どうぞご了承ください。また、本日の講演資料につきましては、ご覧いただいております YouTube 画面下の説明欄からダウンロードいただけますので、併せてご覧ください。

それでは、まず初めに、性犯罪・DV対策の映像をご覧ください。

(映像)

司会：

それでは、シンポジウムの開会に先立ちまして、内閣府男女共同参画局局长・林伴子より、開会の挨拶をさせていただきます。

1. 開会挨拶

林：

内閣府男女共同参画局局长の林でございます。性暴力・DV対策シンポジウムの開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本日ご参加の皆様方に感謝申し上げますとともに、日頃から性暴力・DV対策に携わられている皆様方に心から感謝申し上げます。また、本日の準備を進めてこられた方々をはじめ、全ての関係者の皆様に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症による生活不安やストレスなどにより、性暴力の相談件数は、2020年度上半期で前年に比べ約1.2倍に増加し、また、DVの相談件数は、5月・6月は前年同月に比べて約1.6倍に増加するなど、大変深刻な状況にあります。性暴力では、「コロナでお金がなくなり、パパ活をしたが、無理やりに関係を持たされた」といった事例、また、DVでは、「テレワークでパートナーが家にいる時間が増え、暴力を振るわれている」といった事例が起っています。一刻も早く被害者支援のための対策を講じ

る必要があります。

こういった深刻な事態に対応するため、内閣府では、新たな相談窓口の開設やメール・SNS等様々なツールでの相談体制の充実、相談電話番号を全国共通の短縮番号とすることなどに迅速に取り組んでまいりました。性暴力・DVは身近な問題です。例えばDVでは、ご自身が気づかないうちにパートナーに支配され、被害が深刻化してしまうといったこともあります。少しでも「相手との関係が何かおかしい」「被害を受けて、つらい」、そう思ったら、ひとりで悩まず、まずは相談してください。また、周りに悩んでいらっしゃる方がいらしたら、ぜひ、相談窓口を教えてあげてください。女性に対する暴力の根絶に向けて、このシンポジウムをご覧になられている皆様方にもご理解を深めていただければ幸いです。

今後とも、被害者の立場に寄り添った支援について、強力に推進してまいります。最後に、皆様方の一層のご活躍をお祈り申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

2. パネルディスカッション① 「性暴力対策について」

A 政府施策説明 「性暴力対策に関する取組」

司会：

開会の挨拶でした。

それでは、ここからは、第1部の講演に移らせていただきます。第1部では、性暴力対策について、東京都の会場から、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長・難波康修の政府の施策の説明となります。難波課長の背景ですが、離島に架かる橋のうち、無料で渡れる一般道路としては、1,780メートルと日本屈指の長さの角島大橋とさせていただいております。難波課長、難波課長のバックは、最近テレビCMなどでも目にする角島大橋なのですが、こちらを渡られたことはありますか。

難波：

いいえ、行かせていただいたことがありませんので、ぜひ一度、行かせていただければと思っています。

司会：

今回のオンラインシンポジウムでは、リモート会場からご登壇の皆様には、山口県の景勝地を背景にお話を伺ってまいりますので、視聴者の皆様には、山口県を感じていただきながら、お楽しみいただきたいと思います。それでは、難波課長、よろしく願いいたします。

難波：

はい、分かりました。内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の難波でございます。本日はよろしく願いいたします。まず私から、内閣府における、性暴力対策に関する取組についてご説明いたします。

性暴力に関する現状としまして、平成 29 年に内閣府が公表いたしました「男女間における暴力に関する調査」におきましては、「無理やり性交等をされた経験ある」ということについて聞いたところ、「被害経験がある」という男女は 4.9%、約 20 人に 1 人となっております。特に被害経験のある女性は 7.8%、約 13 人に 1 人となっております。また、被害を受けた女性の約 6 割、男性の約 4 割はどこにも相談していないという調査結果が出ております。

次に、相談窓口及びその相談内容についてお話をさせていただきます。性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援を可能な限り 1 箇所で提供することにより、被害者の方の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止、こうしたことを目的に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが設置されております。令和 2 年 4 月 1 日現在で、全国に 1 箇所ずつ、計 47 箇所ございます。このワンストップ支援センターは、支援のコーディネート・相談、産婦人科医療、証拠採取などの処置をします病院、警察への同行支援、精神科医や弁護士などの専門家の紹介などを行っております。

次に、最近のコロナ禍における性犯罪・性暴力の相談状況についてご説明いたします。性犯罪・性暴力の被害者のための相談窓口でありますワンストップ支援センターへの本年 4 月から 9 月の相談件数は、前年同期の約 1.2 倍となっております。相談件数と新型コロナウイルス感染症の拡大の関係につきましては、一部のセンターの方からは「マッチングアプリなどインターネットで知り合った者から受けた被害の相談などが増加している」ということを聞いているところでございます。

次に、このような現状にあります性犯罪・性暴力について、政府において性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定し、対策を進めておりますので、そのご説明をさせていただきます。この強化方針は、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と位置づけまして、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の強化、教育・啓発、こうしたことを中心に、橋本男女共同参画担当大臣を議長とします関係府省会議において検討を行いまして、本年 6 月 11 日に取りまとめたものでございます。

その中身ですが、具体的には、まず、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処としまして、性犯罪における刑事法の在り方の検討を進め、所要の措置を講じることなどに取り組むこととしております。

次に、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実としまして、性犯罪者に実施しておりますプログラムの拡充の検討などに取り組むこととしております。

次に、被害申告・相談をしやすい環境の整備としまして、捜査段階における二次被害の防止のための取組、それから、被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制

の強化としまして、全国共通短縮番号の導入、SNS相談の通年実施の検討、夜間休日のためのコールセンターの設置の検討、ワンストップ支援センター等の増設等の検討、こうしたことを進めることとしております。

次に、切れ目のない手厚い被害者支援の確立としまして、ワンストップ支援センターと病院など地域における関係機関との連携強化などに取り組むこととしております。

さらに、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防といたしまして、子供に対し、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」、そうしたことを教える生命（いのち）の安全教育を推進することとしております。

また、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分としまして、教員免許状の管理などの在り方について、より厳しく見直すべく検討を進めることとしております。

これらの取組につきましては、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成してしております。それに基づいて令和4年度までの集中強化期間に取組を進めることにしております。

この強化の方針の中で定められているものの中で、被害者がより相談しやすい環境を整えるために現在行っております内閣府の取組についてご紹介いたします。一つめが、ワンストップ支援センターの全国共通の短縮番号の導入です。発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号としまして、「#8891 はやくワンストップ」の運用を10月から開始いたしました。

さらに、10月から来年1月までの間、週4回、若年層の相談者も相談しやすいよう、SNSによる相談「Cure time（キュアタイム）」を試行実施しております。これは、若い世代が電話や面接よりもチャットでの相談を好む人が多いということも踏まえたものでございます。また、外国語でも相談できるものとなっております。

性犯罪・性暴力は、被害者にとって身体面のみならず、多くの場合、精神的にも長期にわたる傷跡を残す、人権を踏みにじる、決して許すことのできないものでございます。被害者の方が被害を訴えることを躊躇せずに、必要な相談を受けられるよう、相談・支援体制の整備の更なる充実に努めてまいります。説明は以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

2. パネルディスカッション① 「性暴力対策について」

B パネルディスカッション

司会：

性暴力の被害に遭った方への様々な支援があるということ、私をはじめ、初めて知った方も多いのではないのでしょうか。この後、ご登壇者の皆様にも、さらに詳しくお伺いしていきたいと思っております。

引き続き、性暴力対策をテーマに、パネルディスカッションへと移らせていただきま

す。まずは、パネリストの皆様からご紹介させていただきます。こちらの山口県の会場から、山口県男女共同参画課課長・平川恵美子様です。平川様、どうぞよろしくお願いいたします。

平川：

よろしくお願いいたします。まずもって、本日、性暴力・DV対策シンポジウムが山口県で開催されますことにつきまして、内閣府と関係の皆様方に厚くお礼を申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：

よろしくお願いいたします。

そして、山口県内の別の会場から、山口大学大学院医学系研究科法医学教授：男女共同参画支援部門長／性暴力救援センター大阪・SACHICO 理事・高瀬泉様です。高瀬様の背景ですが、透き通ったブルーの水が美しい湧き水、別府弁天池とさせていただいております。高瀬様、個人的に私も好きなのところなのですが、この別府弁天池に行かれたことはありますか。

高瀬：

はい、ございます。

司会：

どうでしたか。

高瀬：

池もとても水が美しいのですけれども、周囲の森林の中にいますと、清々しくて、とても癒やされました。

司会：

そうですね。癒しのスポットとなっていますね。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

高瀬：

よろしくお願い申し上げます。

司会：

そして、広島県の会場から、広島大学准教授／全国女性シェルターネット共同代表／性

暴力被害者サポートひろしま代表理事・北仲千里様です。北仲様の背景ですが、日本屈指の大鍾乳洞秋芳洞とさせていただいております。北仲様、バックに神秘的な秋芳洞が広がっているのですけれども、こちらは広島からそれほど遠くはないので、こちらにお越しになったことは。

北仲：

残念ながら行ったことはないのですけれども、かなり大きくて神秘的な場所だと聞いていますので、コロナが明けて、行けるようになったら、ぜひ行きたいと思います。

司会：

夏は涼しく、冬は温暖なので、ぜひお越しください。今日はどうぞよろしくお願いたします。

北仲：

よろしくお願いたします。

司会：

そして、愛知県の会場から、一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター会長・片岡笑美子様です。片岡様の背景ですが、日本最大級のカルスト台地秋吉台とさせていただいております。片岡様、後ろは緑がまぶしい秋吉台です。こちらに来られたことはありますか。

片岡：

学生のころに2回ほど行かせていただいて、非常に広く、また、下が鍾乳洞ということで、非常に神秘的なところだと思って感動したことを覚えております。

司会：

では、また改めて、こちらにお越しになった際には秋吉台にも足をお運びください。今日はどうぞよろしくお願いたします。

そして、東京都の会場から、先ほども説明を行わせていただきました、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長・難波康修です。以上の皆様で行います。よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、お一方ずつ、改めて自己紹介を含め、性暴力対策に関する普段の活動内容の紹介や、ご自身のお立場からの考えなどを発表いただきたいと存じます。まずは、平川様からお願いたします。

平川：

山口県男女共同参画課課長の平川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、山口県の性暴力対策について紹介いたします。

山口県では、平成29年1月に、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」を開設し、相談専用電話を山口県男女共同参画相談センターに設置して、性暴力被害に遭われた方に対し、被害直後からの総合的な支援を実施しています。名称の「あさがお」は、あさがおの支柱のように被害者に寄り添い、支えになりたいと考えたものです。「あさがお」では、24時間365日の運用体制で、被害者の方が相談しようという気持ちになったときに、年中無休で電話相談に対応するとともに、緊急の医療支援が必要となった場合には、いつでも医療機関の受診が可能な体制を整えております。

まず、電話相談・面接相談では、性暴力被害に関する専門の研修を受けた女性の相談支援員が対応いたします。苦しい気持ちをお伺いし、大切な心と体、そして、これからのこと、警察への届出についても、被害者の方の気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

次に、医療的な支援については、県内八つの総合病院を拠点として、相談支援員が被害者の方と病院で待ち合わせ、緊急避妊や性感染症の検査など必要な医療を受けることができます。そして、県内各地の産婦人科の医療機関とは、被害者が受診された場合、「あさがお」につないでいただくよう体制を整えております。

また、心理相談については、山口県公認心理師協会との連携により、カウンセリングを受けることができます。さらに、法律相談については、山口県弁護士会、法テラス山口との連携により、弁護士による法律相談を受けることができます。心理相談、弁護士相談とも、お住まいのお近くの公共機関等の場所を借りて相談を受けていただくことができます。

以上のように、被害者の方が二次被害を受けることがなく、安心して心と体の回復を図ることができるよう、「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」により、24時間365日の運用体制で、総合的な支援、相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等に取り組んでいるところです。

また、先ほど内閣府の難波課長さんからもご説明がありましたが、国におかれましては現在、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化に取り組まれており、夜間休日コールセンターの設置、若者が相談しやすいSNS相談の通年実施、ワンストップ支援センターの職員への研修、オンライン教材の開発などは、ぜひ取組を進めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

司会：

平川様、ありがとうございました。続いて、高瀬様、よろしくお願いいたします。

高瀬：

よろしくお願ひいたします。山口大学の法医学講座の高瀬と申します。私は、大学院生のころから、欧米に比べて数十年、対応が遅れていると言われている性暴力の問題に、アメリカやカナダで研修を受けたりしつつ、二十年来ずっと携わってまいりました。私は日々、大学で、亡くなられた方々の解剖を行って、死因やお身元を明らかにしたり、児童相談所や警察・検察などからの依頼で、虐待や性暴力・性犯罪の被害が疑われるお子さんや女性、生きていらっしゃる方の損傷鑑定も行っております。

山口県では、県、警察、産婦人科の医師、法曹関係者、心理的ケアに関わる人々が協議を重ねて、先ほど平川課長様からお話がございましたが、「あさがお」という性暴力被害者のためのワンストップセンターの開設に至っております。私もその協議に参加させていただきました。男性のご相談にも対応しているということが重要であると考えております。これまでに、民間の会社では難しい親子鑑定が必要な事例のご依頼もございましたが、県との共同で、他府県の法医学教室のお力もお借りし、事実関係を明らかにしてまいりました。山口県では、性暴力の事案に関係する機関が日ごろから顔の見える距離で動いていることが、いざというときの迅速な対応につながっていると、日々、大変ありがたいと思っております。

大学での損傷鑑定では、警察や検察の調書の作成に協力したり、裁判に出廷したりすることもございます。先日も、他府県のお子さんへの性犯罪の事案で出廷いたしました。これまでに、東京高等裁判所を含めまして、沖縄から新潟県までの地方裁判所に、西日本を中心に出席してまいりました。思春期から成人の被害では、アルコールを含む薬物が使用された可能性や、外陰部以外の損傷などについての鑑定依頼もございました。お子さんでは、特に膣の中に異物が入っていたり、性感染症が見られたりするケースのご依頼が多く、時には姉妹で被害が疑われたケースも複数ございました。

また、社会活動といたしまして性暴力救援センター大阪、通称 SACHICO と呼んでおりますが、そちらの理事として、法医学的な証拠採取の手続きや、診断書などの書類の書き方などの研修にも携わってまいりました。

現在、このような損傷鑑定ができる医師が非常に限られているということがございまして、私どものところに、特にお子さんへの性虐待や性犯罪被害の鑑定が集中しております。このような状況を非常に悲しく思っているところでございます。私のような、法医学者として中立公正に、真摯に、地道に、地味ながら向き合っている者がいるということが、皆様に少しでも伝われば幸いです。以上でございます。

司会：

高瀬様、ありがとうございました。続いて、北仲様、お願ひいたします。

北仲：

広島「性被害ワンストップセンターひろしま」の委託を受けていますNPOの代表としてお話しさせていただきたいと思います。それから、私は社会学を専門としています。では、スライドをお願いします。

こちらが、広島のワンストップセンターのホームページの画面ですけれども、広島の性暴力ワンストップセンターでは、ケースにして年間 250 ケースくらいを扱っております。2019 年度では、2,594 回の対応で、270 ケースに対応して、面接は 88 ケース、医療や司法支援などの専門支援につないだものが 66 ケースありました。

「ワンストップセンターひろしま」では、来るケースの7割くらいがレイプや強制わいせつの被害です。女性の相談が多いですけれども、男性の相談も一部あります。若い人からの相談が多いですけれども、幅広い世代からの相談があります。そして、加害者との関係では、面識のある人からの被害がやはり非常に多いです。広島県域は広いので、広島市域からの相談は 36%で、それ以外の市町村からの相談も多いので、私たちは、広島県の各地で面談をして、それぞれの地域の病院や警察に同行して、面接場所の事務所も複数、持っております。

内閣府さんの調査でもありますように、加害者との関係で非常に多いものが、夫婦や恋人などの関係者からの被害、いわゆるDVの性暴力です。それから、25%程度がいつも学校や職場からの性暴力、つまりセクシュアル・ハラスメントになります。そして、10%程度が家族などからの性的虐待ですが、広島でもやはり同じように、学校や職場の関係者からの性暴力被害や、家族の中での性暴力被害の相談を沢山受けています。

ここで、性暴力被害についてぜひ知っていただきたいこととして幾つか挙げたいと思います。まず、性暴力被害の影響は非常に深刻です。PTSDなどと言われるような症状が長く続きます。特に子供時代に性的虐待を受けた子供がティーンエイジャーになったときに、男女交際をすごく熱心に行って、とっかえひっかえ付き合う相手を替えたり、いわゆる援助交際をしたりという、通常それは悪いことのように言われるのですけれども、このような性的非行を行う人の一部は、実は被害者であって、自分が過去に受けた被害をそのような形で克服しようとしている「もがき」の一部かもしれないことも知っていただきたいと思います。特に学校の先生や家族など、自分にとってとても大切な存在の大人から被害を受けた子供の一生にわたる混乱、信頼の破壊は本当に、非常にむごいものだと、支援をしていて感じます。

先ほど他の方からもありましたように、被害者には総合的な、包括的な支援が必要です。特に若い人が、相談できる医師や弁護士、カウンセラーを自分で探し出してアクセスすることはとても難しいですし、お金の心配もありますので、1箇所に行けば、全てそれが手に入って、お金の心配もないというワンストップでの支援が、性暴力被害には本当に有効だと思います。

そして、性暴力への社会の態度の変化もこの間ありました。これまでは、かなりこのよ

うな問題は軽く考えられてきましたね。泥棒よりも軽い罪であったり、「セクハラはジョークだよ」「男は抑えられないんだ」「それぐらい元気がある方がいいんだ」などと許されてきたり、あるいは、被害を受けた方が恥ずかしいことだということで隠したり、報道などでも「乱暴された」「暴行を受けた」というように遠回しにしか報道されなかったり、「被害を受けた」と言えば「その人にも落ち度があったんじゃないの」などと逆に責められたりすることがありました。

しかし、性暴力というものはかなり深刻なのだということが分かってきて、「減るもんじやないし」などと言われていたものが、そうではなくて、深刻なのだなというように、「被害」が発見されてきた面があると思います。

それから、性は大切な権利なのだという考え方も強くなってきました。「女性が被害に遭わないように気をつけなさい」という看板やポスターが以前はありましたけれども、「そうではなくて、そのようなことをする加害者の方がいけないのだ」というように変わってきましたし、女性にも「あなたは嫌」「今日は嫌」というように、自分で性行為について同意して、決定する権利があるのだ、それを侵害することは非常に重大な人格権の侵害なのだというように、少しずつ社会の認識が変わってきたと思います。

そして、性暴力に含まれる範囲がだんだん広がってきたのですね。「一方に非常にひどいレイプがあり、片方に完全に同意した性行為があり、その2種類は全然違うものだ」ということではなくて、実はつながっていて、連続体上のものなのです。「本当は嫌だったけど、言えなかった」など、そのように「グラデーションなのだ」と言われるようになってきました。ですから、性暴力を考えると、ものすごく極悪な、変わった加害者がいるということではなくて、本当に、知っている、信頼している人から被害を受けたりするわけですが、それは本当に対等な関係でイエス・ノーが言えたのか、きちんと同意を確認したのか、ということが新たに問題になってきたと思います。以上です。ありがとうございました。

司会：

北仲様、ありがとうございました。続いて、片岡様、お願いいたします。

片岡：

よろしくをお願いいたします。では、スライドを使ってお話をさせていただきます。

私は、「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」を立ち上げまして、約5年近くになります。「なごみ」は、救命救急センターの機能を生かしまして24時間365日、病院拠点型としてさせていただいています。対象は男女関係なく対応しております。また、特徴といたしましては、性暴力被害者支援看護職、研修を受けた看護職が約51名で対応させていただいています。私は3月までこのセンター長をさせていただいて、現在は、日本フォレンジックヒューマンケアセンターを立ち上げ、活動させていただいております。

支援体制ですけれども、まず身体的な支援をするために、病院の中の体制を整備しております。また、心理的支援、法的支援、生活支援など必要な支援につなぐための外部との連携を双方向でさせていただいております。

支援内容といたしましては、院内にアドボケーター、SANE、ドクター、ソーシャルワーカー、そして精神看護専門看護師が共同しながら、支援に対応させていただいております。子供の被害は不登校になることも多いので、学校に働きかけて、ケースカンファレンスを開催させていただいております。

これは、「なごみ」開設後の統計ですけれども、電話、来所、診察の延べ件数です。新規で受付された方は1,260名、実際に来所された方は595名で、約半数の方に直接、支援が届いたと思います。

それから、これが、新規受付・来所、来所率の推移でございます。年々増加はしてきておりますけれども、今年度は、新型コロナウイルス感染により、4月・5月が半減いたしました。これは、学校が休校になったことや、非常事態宣言の影響もあるかと思っておりますけれども、6月に始まってから、また数は元に戻りつつあります。

紹介経路ですけれども、各機関との連携をさせていただいておりますので、沢山のところからご紹介いただいております。最も多いところは警察で、警察からお見えになるものは、ほとんどが被害直後のご紹介でございます。児童相談所からも最近、増えてきております。

これが来所された方の年齢です。20歳代までの被害が約70%以上を占めております。また、18歳未満の方が163名、来所者全体の4分の1以上で、やはり早いうちからの性教育が非常に重要ではないかと思っております。

これは被害状況ですけれども、やはり強姦性交、強制わいせつ、デートDVを含むDV、それから性虐待となっております。最近、やはりSNSに伴う強姦性交という案件が少し増えてきていることが気になります。

それから、これは被害発生からの経過時間、お見えになるまでのお時間ですけれども、来所される方の約半数が72時間以内に来ております。大体が「精神的な不安」や「眠れない」というような状況で、精神症状を来してお見えになる方で、次が、例えば、「妊娠が心配」「妊娠した」「中絶」ということでお見えになる方です。また、1年を超えてからお見えになる方も非常に多くて、何とその70%は、18歳未満のときの被害を長い間、抱えて、苦しんでいらっしゃる方でございます。

加害者側は、顔見知りの方がやはり80%以上です。親族が26.6%なので、今のこのコロナ禍の中で被害が発生しているのではないかと、非常に危惧しております。

これは、「なごみ」からの紹介ですけれども、身体的支援が終わりましたら、次に、法的や心理的ということにつないでおります。警察が一番多いですけれども、これは、お見えになったときにはまだ警察には相談していないのですけれども、こちらでお話しさせていただいて、警察につないだという事例でございます。

社会的な課題といたしましては、やはり性暴力の被害の方は、非常に悪循環で、放置されていることでPTSDを発症し、生活・社会不適應というものがあります。その中身としては、やはり「相談しない」「場所が分からない、知らない」、また、これに対応できるような人材も十分ではありません。色々な機関が関係していますけれども、なかなかそこはまだ系統的に整えられていない、また、政策に反映できるようなデータが集積されていない、可視化されていないということもあります。また、経営的視点もございませんので、それをすることでの経済的な負担がなかなか難しいこともございます。

課題解決としましては、私どもは、やはりまずは、場所として病院拠点型ワンストップを広げましょう。それから、トラウマに対応できる人材を育てていきましょう。また、多機関の本当の意味でのシステム作りをし、そして、データをきちんと標準化して分析できる形で進めていくことをやっています。最後の「社会に向けた普及活動」ですが、やはり一般の方が性暴力に対して無理解であることが非常に大きな影響を与えています。性教育は、今からでも遅くありません。年代に応じた性教育にすぐ取り組むことが必要だと思っております。以上でございます。

司会：

片岡様、ありがとうございました。

それでは、それぞれにご発表いただきました内容を踏まえて、まずは、性犯罪・性暴力に取り組む必要性とその取組について、ご意見を伺ってまいります。まずは、平川様から、お伺いさせていただきます。

平川：

山口県では、男女共同参画社会基本法に基づく「山口県男女共同参画基本計画」の計画期間が今年度で終了することから、現在、改定作業を行っているところであり、新たに性暴力対策や被害者支援について記載する予定にしております。

それに先立ち昨年度、本県が実施しました「男女間における暴力に関する調査」では、「性暴力」とは、性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為を指しますが、女性の約4人に1人に被害経験があるとの結果が出ています。同意のない・望まない性的な行為は、相手が誰でも、全て性暴力です。性暴力は許されない行為で、人権侵害であり、被害者は何も悪くありません。しかし、性暴力被害を受けたことのある人のうち約6割の人が、どこにも、誰にも相談しておらず、被害が潜在化しています。

また、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」の認知度は、開設からまだ4年を経過していない関係もあると思いますが、約6%にとどまっています。今後とも、広報媒体を活用しながら、関係機関とも連携し、相談窓口の広報・周知を行うことにより、被害者が躊躇することなく相談できる体

制を整えるとともに、性暴力を許さない機運の醸成に努めてまいります。以上でございます。

司会：

続いて、高瀬様、お願いいたします。

高瀬：

2017年に刑法が改正されるという歴史的な瞬間に立ち会えたことを非常にそのときは感動いたしました。ですが、まだまだ改正が必要な点がございます。また、裁判の判決にも影響いたしますので、法曹関係者や捜査関係者、そして、社会の人々と共有すべき事柄がまだまだ沢山ございます。

特にすぐに着手すべきと考えられる四つの課題をお示ししたいと思います。まず一つめは、アルコールを含む薬物の被害では当時の記憶が全くないため、事件化されない、されにくいことです。二つめは、特に成人で、外陰部の損傷や精子の存在が確認できなくても、被害がなかったとは言えないといったことがございます。それから、三つめですが、特にお子さんの長期的な、常習的な虐待の場合、損傷の痕跡を的確に判断できる医師が、日本で限られていることとなります。最後に四つめでございますが、アメリカの司法省が出しておりますガイドラインでは、淋菌やクラミジアなどの性感染症は、タオルや便座シートなど、何らかの媒介物からの感染はないと断定されておりますが、その辺りも十分に認識されていないことがございます。これまでも講演や書籍などの形で発信してまいりました。今そのような現状にございます。

司会：

続いて、北仲様、お願いいたします。

北仲：

今まで被害者は本当にどこに行ってもいいか分からなかったし、相談できるところがなかったわけです。ワンストップセンターを始めてみて、大事だと思ったことが三つあります。

一つは、先ほども出ましたけれども、刑法で犯罪となる性暴力被害はごく一部で、犯罪とはならないけれども性暴力であることが沢山あるわけです。ですから、犯罪にならない性暴力被害をきちんと受け止めて支援するワンストップセンターというものが本当に大事だと思います。

もう一つは、私は大学でハラスメントの仕事をしているわけですがけれども、特に、セクシュアル・ハラスメント、学校や職場での被害についても支援できるワンストップセンターであることが必要です。特に、レイプのように、体の検査や緊急避妊などというもので

なくても、例えば、ストーカーや言葉によるセクハラなどであっても、性暴力被害としてきちんと受け止めて、対策の支援ができる活動がとても大事だと思います。

それから、高瀬先生がおっしゃったように、専門家が、医療の現場でも、司法の現場でも、心理の現場でも、本当に足りていないので、各地域での支援ができる専門家の人材育成もこれから本当に大切だと思っています。以上です。

司会：

続いて、片岡様、お願いいたします。

片岡：

性暴力の被害者は、社会からの偏見や無理解によって、非常に二次被害を受けやすく、約半数がPTSDを発症しております。PTSDになりますと、自殺や依存症、再被害、失職、貧困、犯行、犯罪といった複合のリスクが伴いまして、結果的に社会・生活不適合という形になっていきます。このような悪循環の中で苦しんでいらっしゃる方が非常に沢山お見えになることが、「なごみ」の活動を始めまして、よく分かりました。

また、身近な人からの被害がこれほど多い、まして、小さい子供のうちからこのような被害を受けて、長期的に関わっていることで、きちんと学校に行けないことや、就職できないこと、生活できないことにつながっているのだと思いますと、やはりこれを何とかしなければいけないのではないかと思います。

そして、愛知県の中でも、遠方もございますので、身近なところにワンストップセンターがもう少し増えていくことを期待しております。また、病院拠点型をすることで、早期に身体的ケアができますし、DVや虐待の中での性暴力という部分について早期発見につながるのではないかと思いますので、そのようなものを少し進めていきたいと思っています。以上でございます。

司会：

ありがとうございました。

難波課長、様々なご意見を伺いましたが、感想や今後の展望などをお願いいたします。

難波：

まず、本日ご登壇いただきました皆様、それぞれの立場で取り組まれていることなどにつきまして発表いただきまして、ありがとうございました。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害でありまして、決して許されるものではないといったことから、対策を早急に、また強力に進めなければならないということを改めて認識いたしました。

本日、皆様が携わられているワンストップ支援センターに関しまして、人材を含め、強

化すべきという点が、皆さんの多くの意見だったかと思います。内閣府では、本年9月から、ワンストップ支援センターの強化を推進するために、関係省庁と強化検討会議を立ち上げております。そこで、被害者がワンストップ支援センターに速やかに相談でき、適切な支援につながるができるよう、センターの周知徹底、それから、地域の病院、警察、弁護士、学校、児童相談所、婦人相談所といった関係機関との連携の強化について検討しております。年度内をめどに具体的な方策を取りまとめたいと考えております。引き続き性犯罪・性暴力被害支援充実に努めてまいりたいと考えております。

司会：

さて、続いては、被害者支援の充実として必要なこと、教育や啓発についてご意見を伺ってまいります。では、平川様から、お伺いさせていただきます。

平川：

現在、山口県では、「性暴力相談ダイヤル あさがお」について、各種広報媒体を活用したPRを行うとともに、大人向けに作成したリーフレットやカード、ステッカーを産婦人科や公共施設、商業施設等に置くことにより、相談窓口を周知しているところです。

しかし、4年前の相談窓口の開設時に比べ、未成年や20代からの相談が増加するとともに、昨年度、本県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、性暴力被害に遭った時期は未成年が最も多く、次いで、20代、30代と若年期に被害が発生していることから、未然防止の観点からも、中学生・高校生への啓発が必要と考えています。また、近年、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

国の性犯罪・性暴力対策強化の方針におかれましても、来年度はSNS相談の通年実施を検討されることとなっており、相談しやすい環境を整備し、相談窓口を周知することにより、性暴力被害を潜在化させないことが必要です。本県においては、これまでも、養護教諭研修会などにおいて相談窓口や支援内容について説明してきたところですが、引き続き、各種教職員研修において「性暴力相談ダイヤルあさがお」について周知するとともに、教育委員会や学校と連携して、児童・生徒への効果的な啓発について検討してまいります。以上でございます。

司会：

続いて、高瀬様、お願いいたします。

高瀬：

これまで、刑法のさらなる改正を目指した提言などを行ってまいりました。さらに、裁判での判決に影響を与える警察官、司法修習生、検察官、弁護士の方々への医学的な知見

についての講義も行ってまいりました。これについては、引き続き行っていきたいと思っております。

また、私自身も医学部で性暴力について講義を受けた記憶がほとんどございませんが、山口大学では、これまで、各学年で1コマを確保いたしまして、医学生に性暴力の現状や損傷の見方などを伝えてまいりました。先ほど北仲先生の「専門家が少ない」というお話がございましたけれども、私ども法医学者として、教員という立場でもございますので、今後もの確に損傷を鑑定できる医師の育成・養成のための教育・研修を継続してまいりたいと考えております。

性暴力をなかったことにしてしまうといった社会にならないように、微力ながら、今後も引き続き尽力できればと思っております。今日はどうもありがとうございました。

司会：

続いて、北仲様をお願いしたいと存じますが、その前に、ワンストップ支援センターをご紹介しますこちらの映像をご覧ください。

(映像開始)

A：

皆さん、おはようございます。今日はいつもの授業ではなく、少し難しいけど、皆さんにとって大切な問題について、一緒に考えていきたいと思えます。

皆さんは、性犯罪・性暴力って知っていますか。そうね。例えば、リベンジポルノって聞いたこと、ありますか。元交際相手に裸の写真をSNSなどで拡散されるというような性的な暴力のことです。あなたが望まない性的な行為は、全て性暴力となります。年齢や性別にかかわらず、そして、身近な人や夫婦、恋人の間でも起こるもので、人としての尊厳を傷つける人権侵害です。最近、SNSを利用した性犯罪も多様化していますし、若年層への性犯罪・性暴力も問題になっています。例えば、SNSで知り合った人とカラオケに行って、レイプドラッグ被害に遭った。「モデルやアイドルに興味ありませんか」とスカウトされたが、実はアダルトビデオへの出演だった。高収入のアルバイトへの応募をきっかけに、性的な行為を強要されたなどがあります。

B：

何か怖いけど、私の周りでは、あまり聞いたこと、ないです。

A：

では、ちょっと具体的な数値も見てみましょう。内閣府が行った最新調査結果では、女性の13人に1人、男性の67人に1人が、無理やり性交などをされた経験があると答えて

います。また、相談機関が行った調査結果でも、20代の相談件数が一番多く、20代以下の若年層も被害に遭っていることが確認されました。さらに、被害者と加害者の関係についても知ってほしいのですが、知らない人の割合は12%で、実は顔見知りによる性暴力被害の割合が高いことも覚えておいてください。

C :

性暴力に遭ったときはどうしたらいいんですか。

A :

ショックな出来事に遭ってしまったときには、体にも心にも様々な変化が起こります。まず覚えておいてほしいのは、あなたは何も悪くないということです。そして、ひとりで抱え込まず、誰かに相談してください。家族や友達、学校の先生やスクールカウンセラーなど、信頼できる誰かに、まずは相談してみてください。

C :

でも、身近な人が加害者になることが多いんですよね。相談できる人がいないときは？

A :

そんなときのために、いろいろな相談機関が存在しています。例えば、全国の都道府県には、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターという機関があります。被害者が不安に思っていること、心配していること、迷っていることを受け止め、一人一人の状況に応じて安心できる方法を一緒に考えてくれます。

B :

でも、そういうところに相談したら、何だか大ごとになったり、周りの人に知られちゃったりしませんか。

A :

相談者のプライバシーは必ず守った上で、必要に応じて関係機関と連携しながら支えてくれる場所なので、安心してください。医療機関での必要な治療や心理的支援を受けられるようなサポート、被害届の提出から捜査や聴取など警察への同行サポート、法律や裁判など難しい法手続きを弁護士と連携したサポートなど、カウンセリングを通して、必要な支援を全て付き添いながら行ってくれます。身近に相談できる人がいないときや、知っている人には相談しづらい、そんなときは、ワンストップ支援センターに相談してみてください。

B :

性犯罪・性暴力に遭ったときにどうすればいいのかがよく分かりました。

C :

自分が相談されたときに、必要であれば、ワンストップ支援センターを紹介することができるね。

A :

性犯罪・性暴力で困ったことがあれば、相談してみましょう。全国共通番号「#8891 早くワンストップ」でつながります。

(映像終了)

司会 :

ワンストップ支援センターについての映像をご覧いただきました。
改めまして、性暴力被害者サポートひろしまの北仲様、お願いいたします。

北仲 :

スライドをお願いします。先ほどは、体制の整備や専門家の人材育成の話をしましたけれども、今度は、社会の皆さんを変えなければいけないということと話したいと思いません。

皆さんが何度もおっしゃったように、性暴力の被害を訴えると、「あなたにすきがあったんじゃないか」「うそなんじゃないか」などと、沢山の二次被害に遭います。いじめは、いじめられる人がいて、いじめられる人がいて、見て見ぬふりをする人がいたり、無責任なうわさをしたりする人がいるから、続きます。多くの人は性暴力被害に遭わないかもしれませんが、二次加害者には、男性も女性も含めて簡単になりますので、二次加害者にならないということをぜひお願いしたいと思えます。

例えば、宴会の席でセクハラ発言があったときに、一緒になって笑ってしまうのは二次加害者です。けれども、その席で2人以上の人が「それ、笑えないよ」「それ、ちょっとやめよう」と言えば、そのセクハラ発言はもう続けられなくなると思うのです。そのように「それ、笑えないよ」と言ってくれる方が増えることが、加害を減らして、被害者が「嫌だ」と言いやすくして、相談しやすくなる社会になるのではないかと思います。以上です。

司会 :

被害者や小さいお子さんたちがそのようなSOSを発していっしょに私たちが

気づくことも大事なのですね。ありがとうございました。

続いて、片岡様、お願いいたします。

片岡：

「なごみ」の活動を通じて、今まで関係機関の方たちとも研修を行い、徐々に理解は進んできたかと思います。ただ、子供の被害を今まで見ていたときに、子供が直接、ワンストップ支援センターに連絡されるのは、一番下で14歳くらいでした。ほとんどの場合が、ご両親に話したり、親が気がついたりしたことで、こちらに親から連絡が来るという状況になりますので、やはり子供と関わる職種の保育所や学校などの人たちから、もう少し性暴力についての理解を深めていってほしいとは思っております。

そして、まず、ワンストップ支援センターやこのような仕事に関わる方たちがそのような人材の育成をしないといけないと思いますけれども、一般の方が、性暴力に対して、非常に身近な問題として、このような機会を通して理解を深め、もう少し広い目で取り組んでいただければいいなとは思っております。以上です。

司会：

ありがとうございました。

難波課長、様々なご意見を伺いましたが、感想や今後の展望などをお願いいたします。

難波：

現場で活動されているご説明を伺いまして、被害者の方には、医療や心理的サポート、法的支援など、包括的で専門的な支援が必要であるということが、改めて認識されました。

教育に関しましては、先ほどもご説明いたしましたが、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」を実施していくこととしており、文部科学省と連携を取って、その検討を進めているところでございます。

啓発に関しましては、毎年11月に実施しております「女性に対する暴力をなくす運動」において、本年のテーマを「性暴力をなくそう」ということで設定しております。「同意のない性行為は性暴力である」という認識を社会に広げるために、地方自治体、関係機関・団体とも協力・連携しまして、活動を展開していきます。

先ほどご覧いただきましたが、ワンストップ支援センターに関しまして紹介した映像も作成させていただきました。被害者の方に寄り添って、必要な支援を提供するワンストップ支援センターを多くの人に知っていただくとともに、「性暴力はあってはならない」という認識を社会全体に広げていくために、取組を進めてまいりたいと考えております。

「性暴力は一つあるだけでも多すぎる」という認識の下、性暴力のない社会の実現に向

け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

司会：

ありがとうございました。

性暴力対策について、皆様にお話をお伺いしました。自分には関係ないと思っ
ても、実は身近な人が被害に遭っているかもしれないという現実、人生を大きく左右する
問題でありますので、ひとりで抱え込まずに、被害者の方はぜひ支援を求めて相談して
いただきたいですね。

平川様、北仲様には引き続き第2部もお願いいたします。高瀬様、そして片岡様はこ
までとなります。どうもありがとうございました。

この後は、第2部として、テーマを「DV対策について」に替えて、お話を伺って
いきたいと存じますが、本日は、山口県の会場と全国6箇所をつないで、オンラインシン
ポジウムをお送りしております。ここで、開催地である山口県の紹介VTRをご覧いた
だきます。

(映像)

3. パネルディスカッション② 「DV対策について」

A 政府施策説明 「DV対策に関する取組」

司会：

さて、第2部では、DV対策について、東京都の会場から引き続き、内閣府男女共同参
画局男女間暴力対策課課長・難波康修の政府の施策の説明となります。難波課長、よろ
しくお願いします。

難波：

内閣府の難波でございます。第1部から引き続き、よろしくお願い申し上げます。まず私
から、内閣府におけるDV対策について説明させていただきます。

DVの現状としまして、配偶者からの暴力の被害経験については、平成29年度に内閣府
が公表いたしました「男女間における暴力に関する調査」において、26.2%、約4人に1
人が配偶者から暴力を受けたことがあるという調査結果が出ております。暴力の種類で
は、殴ったり、蹴ったりなどの身体的暴力が一番多く、次いで、暴言を吐く、長期間無理
するなどの心理的攻撃が多くなっております。

次に、相談の状況でございますが、同調査におきまして、25.6%、約4人に1人が、配
偶者からの暴力の相談窓口を知らないという調査結果になっております。また、配偶者か
ら暴力被害を受けても、相談しなかった人は、女性が約4割、男性が約7割という調査結

果も出ており、誰にも相談できない被害者の方が多い状況でございます。

次に、相談窓口及び支援内容についてお話しいたします。都道府県が設置します婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者からの暴力の防止及び被害者を支援するため、都道府県や市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置しており、令和2年4月1日現在で、全国に292箇所ございます。この配偶者暴力相談支援センターでは、状況に応じた相談、相談機関の紹介、被害者・同伴者の緊急時における安全の確保、それから一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、このようなことを行っております。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられている相談件数でございますけれども、ご覧いただいているとおり、増加傾向にありまして、平成30年度は約11万4,000件となっております。相談方法は、電話が一番多く、次いで来所が多くなっております。相談者の男女比は、平成30年度では全相談の98.2%が女性からの相談となっております。

次の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数につきましても、年々増加しております。平成30年で約7万7,000件となっております。

次に、最新の相談の状況でございます。新型コロナウイルスに起因します生活不安やストレスなどから、DVの増加・深刻化が問題になっております。全国の配偶者暴力相談支援センターと、本年4月20日から開始いたしました新たな相談窓口でありますDV相談プラスに寄せられました相談件数を合わせると、本年5月と6月は、それぞれ前年同月比で約1.6倍に増加しております。このところ、毎月1万6,000件から1万7,000件で推移している状況でございます。

このように相談件数が多くなってきている状況の中、具体的な相談窓口を二つご案内させていただきます。一つめが、「DV相談ナビ」です。これは、全国共通の電話番号に電話をしますと、最寄りの相談窓口であります配偶者暴力相談支援センターにつながるものがございます。これまでの電話番号は10桁の番号でしたが、今回、皆様覚えていただきやすいように、本年10月から「#8008」という短縮番号を導入したところでございます。「はれれば」と覚えていただければと思います。

二つめが、「DV相談プラス」でございます。これは、24時間の電話相談対応に加え、加害者である配偶者が家にいるなど、電話しにくい状況の方でも相談できるよう、メール相談、チャット相談に対応しております。また、チャット相談では、英語、中国語、韓国語など10言語の外国語でも相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制になっております。

「DV相談ナビ」「DV相談プラス」、どちらの窓口も専門の相談員が親身に対応し、状況に応じた支援が受けられます。実際にDV被害を受けていて、相談できていなかった方が、これらの相談窓口が記載されたパンフレットを学校でもらった子供に促されて、相談して支援を受けることができたという事例もございます。

「DVを受けてしまうのは自分のせいだ」と自分を責めてしまう方もいらっしゃいます

が、いかなる理由であれ、暴力は決して許されるものではございません。配偶者からの暴力で不安やつらさを感じたら、ひとりで悩まず、まずは相談していただくことが、DVを深刻化させないために大切です。相手との関係が「何かおかしい」「つらい」と思ったら、ひとりで悩まず、ご相談ください。また、DVに悩んでいるのではないかと思われる方が周りにいたら、ぜひ本日ご案内した相談窓口を教えてください、一人でも多くの方が相談できるよう、ご協力をお願いいたします。説明は以上です。ご清聴、ありがとうございました。

3. パネルディスカッション② 「DV対策について」

B パネルディスカッション

司会：

このコロナ禍で、DV被害者も増えているということですが、そのデータに出ない、相談できていない人もきっと多くいらっしゃるわけですね。そのための対策について、登壇者の皆様に、さらに詳しくお話を伺っていきたくと存じます。

引き続き、DV対策をテーマに、パネルディスカッションへと移らせていただきます。まずは、パネリストの皆様からご紹介させていただきます。今回からご参加いただきます沖縄県の会場から、琉球大学人文社会学部准教授／更生保護法人がじゅまる沖縄相談員・田中寛二様です。田中様の背景ですが、壇ノ浦の戦いでも有名な関門海峡とさせていただいております。田中様、関門海峡、関門橋を渡ってこちら山口にお越しになったことはありますか。

田中：

はい。九州の方からも山口の方からも渡ったことがありますし、関門トンネルも通ったことがあります。

司会：

そうなのですね。沖縄の穏やかな海とは、少しやはり表情が違うのでしょうか。

田中：

そうですね。でも、天気がよい日で見晴らしがよくて、非常にすがすがしい気持ちになったことを覚えています。

司会：

今日はどうぞよろしく願いいたします。

田中：

お願いします。

司会：

そして、今回からご参加いただきます山口県内の別の会場から、NPO法人山口女性サポートネットワーク代表理事・小柴久子様です。小柴様の背景ですが、五連の木造アーチ橋が織り成す美しい光景は日本三名橋の一つにも数えられる、1673年に建造された錦帯橋とさせていただきます。小柴様、今バックには紅葉の錦帯橋が映っているわけですが、小柴様はどの季節が好きですか。

小柴：

私は、桜が咲いている春が好きです。とても美しいです。

司会：

桜の錦帯橋も華やかですね。四季折々訪れたい岩国です。今日はどうぞよろしく願いいたします。

小柴：

よろしく申し上げます。

司会：

そして、第1部でもお話をお伺いしました山口県男女共同参画課課長・平川恵美子様です。

平川：

よろしく願いいたします。

司会：

よろしく願いいたします。

同じく、広島大学准教授／全国女性シェルターネット共同代表／性暴力被害者サポートひろしま代表理事・北仲千里様です。よろしく願いいたします。

北仲：

よろしく申し上げます。

司会：

最後に、東京都の会場から、先ほども説明を行わせていただきました内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長・難波康修です。以上の皆様です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お一方ずつ、DV対策に関するふだんの活動内容の紹介や、ご自身のお立場からの考えなどを発表いただきたいと存じます。第2部からのご参加となる田中様、小柴様には、自己紹介も含めてお願いいたします。まずは田中様から、お願いいたします。

田中：

それでは、よろしくお願いいたします。田中といたします。

最初に自己紹介を少しだけ。私の所属は琉球大学ですが、そのかわり、更生保護法人がじゅまる沖縄のDV加害者更生相談室の相談員をしております。今日は、主にDV加害者更生相談室の相談員として発言させていただきます。私の基本的な立場は、臨床心理学でございます。特に、非行少年や犯罪者の立ち直り、いわゆる更生に関心を持ち、活動しております。DV加害者も、その活動の一環として取り組んでおります。ちなみに、私は出身が山口市でございます。今回参加させていただくことを大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

DV加害者は「変わらない」あるいは「変われない」という言説を耳にすることが時々あります。このような言説を耳にするたびに違和感を持ちます。私たちは、「DV加害者は変わる」という考えに基づいて活動しています。「人間は、自分が変わりたい方向に変わることができる」という確固とした信念に基づいています。本日は、このような機会をいただき、勢い余って資料を沢山作りすぎてしまいました関係で、それぞれの資料についてはごく簡単に説明を申し上げます。

カウンセラーとしてDV加害者に対面したときに叱責や懲らしめをすることは、DV加害者の更生相談にとっては害になることが多いと考えて活動しております。すなわち、DV加害者更生の活動をする中で、冷静で温かい対応をすることを基本に置き、活動しておりますが、そのような活動姿勢は、実際に相談に来た加害者にとってみれば、拍子抜けであったり、相談に行くように要請した家族からすれば、不信感を持たれたりすることもあります。

DVは、なぜ発生するのでしょうか。このようなことについての研究などは沢山行われております。例えば、性格等の問題です。短気であったり、暴力的な傾向が強かったり、そして支配的欲求が強い、それにプラスアルファがあります。そのプラスアルファについては様々な説がありますが、ここでは認知のゆがみを取り上げて記載しています。また、これらの性格や考え方に加え、状況の要因、すなわち、家庭や自動車の中などでDVはよく起こりますが、そのようなところでは、他者からの視線が遮断されているような状況要因が絡み合ってDVが発生すると考えられています。DV加害者更生相談をする上で、このような分析的な視点は欠くことができないと考えています。

他にも様々な要因がこれまで指摘されてきました。ただ、なかなか特定されているわけではないと思います。また、ここには記載しませんでした。世代間連鎖という、幼少期に受けた虐待被害が、長じた後、DV加害という行為になって表れるという考え方もあります。

私は、経験上、DVは全て同じようなタイプではないと感じています。ここでは、その一つの考え方として、DVを、機会的な暴力か、常態的な暴力か、あるいは、一方的であるか、相互的であるかによって、四つのタイプに分けています。それぞれによって、対応の仕方が異なるものと考えています。特に相互的な暴力の場合は、双方が暴力を振るっていても、一方が訴えると、訴えられた方が加害者になってしまうというような事実があります。男性から女性への暴力が多いことは先ほどの説明にもありましたが、女性からの暴力という例もないわけではありませんし、また、LGBTQカップル間の暴力にも対応する必要があると考えています。

DV加害者は、自らの行為について罪の意識を軽んじるような認識傾向を持っていることも特徴だと思います。そのことによって、DV加害をより常態化させやすくなるという背景もあると考えています。

さて、ここで、DV加害者に対する更生相談所でのカウンセリングの目的と方法について、少し触れておきたいと思います。私たちは、加害者そのものを大きく変えようとしているわけではなく、その一部、一度も暴力を振るわない生き方を理想とし、目的とした更生相談を心がけています。そのために、葛藤場面で暴力的な言動以外の解決方法が選択できるようになること、簡単に一言で言えば、ソーシャルスキルの問題として捉えています。もちろん、その背景にある性格的な問題や認識の問題も忘れてはなりません。

その上で、現実的には、DVをやめたいという気持ちが相談に来た本人にあるかどうか、あるいは、強く持てるかどうかを最初にしっかりと確認することにしていきます。その上で、DVをやめることは容易ではないことを説明した上で、継続して来談することと、今後は腹が立ってもDVは行わないことを約束してもらうことを忘れずにしています。最初はやはり我慢をしてほしいという要請をします。

その上で、次のスライドにあるように、ステップ1、ステップ1(2)、ステップ2、ステップ3と、おおむねこのよう流れで相談活動を行っております。これについての説明は、時間の関係で割愛したいと思いますが、ここに記載されている要素を満遍なく行いながら、あるいは、行きつ戻りつしながら行っておりますし、また、ここに記載されていない要素も、必要に応じて取り入れることがあります。

最後に、DV加害者更生相談の中では、加害者との関係性について考慮し、最初はDVをしないと約束し、来談継続のモチベーションを維持・高め、DVの要因を理解してもらい、自然にやめ続けられるようにカウンセリングを続行するという立場で行っております。以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

司会：

田中様、ありがとうございました。続いて、小柴様、お願いいたします。

小柴：

民間シェルターでのDV被害者支援ということで、NPO法人山口女性サポートネットワークの小柴がお話ししたいと思います。では、スライドを使ってお話しします。

NPO法人山口女性サポートネットワークを紹介します。2001年に、女性への暴力ホットラインを開設しました。そして、2002年に、DV被害者のシェルターが必要になりましたので、山口女性サポートネットワークを立ち上げて、NPO法人化いたしました。ここでは、DV被害女性と子どもの支援を目的としております。方法としては、相談から民間シェルター、自立支援までの切れ目のない長い支援を考えています。そして、自立後の問題解決として、被害者の場合は、自立しても孤独になり、対人関係で問題があり、貧困に陥ってしまうことがあります。それに対して、私どものところでは、就職のための事業所との連携、転居のための不動産屋さんとの連携、引っ越しのための運搬業者との連携、様々な女性団体、医師や弁護士などと連携しています。もちろん安全対策として、警察との連携は欠かせません。さらに、行政との支援も綿密に行っているところです。

次に、山口女性サポートネットワークの事業の説明をします。まず、相談事業です。これは、電話・メールと、SNSは今年の11月から始める予定にしております。そろそろ始まるところです。年間400件程度の相談がありますが、今年は半年で400件を超えております。相談の入り口として、あらゆる方法で相談ができるように、SNS相談も考えているところです。若い人たちへの相談もできるように考えました。

次に、一時保護事業ですが、私どものところでは、シェルターが4家族分、ステップハウスが1家族分あります。年間、大体18家族を保護しています。今年度も同じような状況で推移しています。

次に、シェルターを出た後に自立支援がありますが、それは、ヒーリングケアとして月2回くらい行っています。次に、子どもとお母さんのためのDVの心理教育プログラムですが、「びーらぶプログラム」というものを行っております。それから、自助グループを行ったり、バスハイクをしたりしています。

広報啓発事業として、デートDV防止教育を行ったり、DV性暴力の講演会等を行ったりしています。私のところでは、自立支援には特に力を入れています。なぜかという、再被害の防止について考えているからです。つまり自立した、そして子どもたちとの新しい生活が始まったところで、また被害に遭ったり、次のDV加害者と一緒になってしまうということを防止したいと思っています。

私どものところの支援の流れですが、まず、相談者が、電話相談、SNS相談などで相談します。そして、必要に応じて面接をします。面接で、必要であれば、一時保護のシェ

ルターに入ってもらうことができます。シェルターに入ってから、保護命令を取ったり、他団体や自治体との連携をしたりしています。そして、ある程度の生活のめどが立ち、安全性も確保した段階で、自立を目指します。自立したものの、転居したものの、シェルターから退所したものの、やはり仕事で困ったことが起きたり、子どもとの関係でうまくいかなかったり、心理的に、精神的にとってもつらくなったりということが起きてきます。そうしたら、また相談に来てもらい、落ち着いた生活ができるようにします。落ち着いた生活になっても、やはり様々な心の傷があります。だから、定期的な家庭訪問をしています。それから、集まってもらって、ヒーリングケアのようなものを行っています。また、「DVに遭っていい人はいないんだ」ということについての教育プログラムもしております。これは、お母さんと子どもが同時並行で行うプログラムです。このような流れで行っております。

民間シェルターとしての課題としては、私は、沢山の民間シェルターが必要だと思っています。なぜなら、民間シェルターは自分たちの工夫次第で様々なことができます。制限がなく、必要に応じて1人ずつに対応することができます。そのような点で必要だと思います。しかし、問題は、シェルターには収入源がありません。被害者からお金をもらうというようなことはできませんし、民間シェルターへの経済的援助をするという法律もありません。収入は会費や自分たちの工夫で資金を集めるしかありません。そのために、非常に財政的に不安定になっています。建物の維持費や水光熱費に重きが置かれ、結果的に、人件費が後回しになっていきます。そうすると、お給料が払えませんので、若い支援者の人材確保が非常に難しくなってきます。それで、結果的に、後継者が見つからないという深刻な問題が発生しています。もう一つ、一度加害者と離れただけで支援が終わってはいけません。離れた後もやはり、再被害にならないために様々な自立支援が必要ではないかと私は考えているところです。以上です。

司会：

小柴様、ありがとうございました。続いて、平川様、お願いいたします。

平川：

山口県のDV対策について紹介いたします。「DVは重大な人権侵害である」との認識の下、暴力のない社会の実現を目指し、啓発活動を進めるとともに、被害者が相談しやすい環境の整備、関係機関・団体等と連携した被害者の保護や、心身の回復のケア、生活の支援など、切れ目のない支援を行っているところです。

具体的に、まず啓発については、啓発資料の作成・配布、広報媒体を活用した普及啓発を進めています。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、県では、配偶者等暴力防止運動期間として、毎年、集中的な啓発活動を行っており、ラジオ出演やパネル展示をはじめ、市町と連携して相談窓口カードを配布するなど、街頭啓発活動を商業

施設において行っておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、街頭啓発活動は見合わせているところです。

次に、相談については、配偶者暴力相談支援センターである県の男女共同参画相談センターにおいて、婦人相談員による電話相談を、平日は午後10時まで、土曜・日曜日も9時から午後6時まで実施しています。また、面接による専門相談として、弁護士による法律相談、医師による健康相談、心理の専門家による心の相談を実施しています。そして、緊急用の相談電話DVホットラインもフルリーダイヤルで設置しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対面ではなくオンラインでの面接相談を希望される方に対応できるよう、今年7月にオンラインによる面接相談環境を整備いたしました。現在、相談体制につきましては、国のDV相談プラスにおかれまして、24時間の電話相談、メール相談、SNS相談の実施など、充実した体制を整備されていますので、ぜひDV相談プラスの継続的な運用をよろしく願いいたします。

次に、一時保護については、警察や市町との連携・協力の下、被害者の安全確保を図りながら迅速な保護を行い、安心して支援を受けることができるよう配慮するとともに、必要に応じて、医学的・心理的ケアを行っています。昨年のDV防止法の改正、DV対応と児童虐待対応との連携強化を受けて、関係機関と連携し、DV被害者が同伴する子供への支援の一層の充実に努めています。

次に、自立支援については、被害者が地域において安心して生活することができるよう、関係機関・団体等と連携し、被害者の状況やニーズに応じた自立支援を行っております。特に一時保護終了後、被害者とその子供が地域で生活する場合には、自宅などを訪問し、相談支援を行うこととしております。

最後に、市町、関係機関・団体等との連携についてです。DVの未然防止、早期発見とともに、被害者の保護や自立支援等を効果的に行うため、県では、関係機関、民間団体で構成する配偶者暴力相談支援連絡協議会を設置し、相互の連携強化を図っております。また、今後は、配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センターが要保護児童対策地域協議会への参画を進め、子供がいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有し、児童虐待対応機関との連携強化を図ってまいります。以上でございます。

司会：

平川様、ありがとうございました。続いて、北仲様、お願いいたします。

北仲：

スライドをお願いします。ここからは、私は、全国のDVの民間シェルターの全国ネットワーク体である全国女性シェルターネットの共同代表として、また、社会学の立場からお話ししたいと思います。

まず、DVなどは「女性に対する暴力」と言われます。これは世界的に使われている言

葉で、「女性に対する暴力」または「gender-based violence——ジェンダーに基づく暴力」と言われます。つまり、女性が、女性であるために、家庭の中ではDVに遭い、会社に行ったらセクハラに遭い、あらゆる領域で虐待や性暴力の性被害に遭う状況を示しています。

では、DVは男性から女性へのパターンだけなのかというと、そのようなことはありません。男性のDV被害者もいますし、同性カップル間のDV被害もあります。しかし、問題は、加害者の圧倒的多くが男性だということです。DVは、女性問題ではなくて、男性の問題です。「DVをしてもいいんだ」と思わせてしまう、この社会の病気です。先ほど田中先生が「DVをやめたいと思う」というスタートラインをおっしゃいましたけれども、「こういうことはしてはいけないことなんだ」「まずいことだ」「DVをやめなくっちゃ」と思わせるような社会にしなければいけません。

道で知らない人から殴られたこととは違うDVの特徴があります。一つめの特徴は、被害を受けた人が、簡単には相手から離れられないことです。それは、そのような心理状態であったり、あるいは「結婚を壊したくない」ということであったり、自分よりも暴力を振るう相手のことを心配してしまったり、それから、結婚や同居関係の中から簡単に別れてひとりで、あるいは母子家庭で暮らしていくことができないこと、子供の受験のことなど、様々なことが重なって、それほど簡単に相手から逃げよう、離れようとするのができないという特徴があります。

二つめの特徴が、DVの加害をする人は、誰に対しても殴りかかったりするような人ではなくて、結婚や恋愛という関係だからこそ、相手を「自分のものだ」と思いたがったりしてしまうことがあるということです。DVの加害者の人は、相手から「別れたい」と言われると、急に優しくなって「許してくれ」と謝ったり、逃げていったら、どこまでも捜し出して、またよりを戻そうとしたり、あるいは、それがだめだったら「一緒に死のう」と別れ話のもつれの殺人事件のようなことが起きてしまったりします。ですから、DVの被害者支援は、相手に捜されることがない内緒の場所に逃げるのが大事で、先ほど小柴さんがおっしゃったようなシェルターは、別に特殊な場所ではなくて、場所が秘密のところということなのです。全世界的に、DVの被害者支援はこのシェルターというものが合言葉になっているのですけれども、それは、やはり捜されて連れ戻されることが特徴としてあるからです。

もう一つ、三つめの特徴は、この問題に対する世間の反応です。どうしても「よその夫婦のことについて口を出したくない」という空気があります。子供への虐待でしたら、子供は弱い存在ですから、もっと真剣に「大変だ」と思われる方も、大人同士の夫婦の虐待ですと、「夫婦喧嘩は犬も食わない」「嫌だったら自分で別れたらいいじゃないか」というような反応が多くなります。それから、「民事不介入」という考え方があります。これは、もう今は古い考え方で、現在は警察などでも家庭内の虐待にもきちんと介入するわけですけれども、今でも時々、「民事不介入だからね」「家庭の中のもめ事には立ち入っちゃ

いけないよね」などと言う人がまだいたりします。それから、「まあ、旦那さんが威張るのは普通なんじゃないか」と鈍感になっている人もいます。

それで、ちょうどDVの問題が日本に入り出して初めて全国でも実態調査がされた90年代の後半に、名古屋市役所で市民に対するDVのアンケート調査をしたのです。もちろん、非常にひどいDVの被害や加害はごく一部のしか体験していなかったわけですが、意識も同時に聞いてみたわけです。そうすると、妻が病気で寝ているときに、家事をせずに妻にさせることについて、「してもよいと思う」や「どちらかといえばよいと思う」のどちらかに丸をした人が、男性の回答者で47.6%もいたのです。

これは、例えば今はコロナもありますし、インフルエンザなどで奥さんが熱を出して、自分は全然食べられなくて寝ていたとして、家族が帰ってきたら、「大丈夫か」「薬はあるか」「氷を持ってこようか」と言うのがまともな夫婦や家族だと思うのですが、結構少なくない家庭で、帰ってきた家族が黙って、「お母さん、ご飯は？」と聞くということですね。お母さんは「しょうがないな」と、自分は食べられないのだけれども、よろよろと立ち上がって、家族の分のご飯の用意をして、また自分はばたんと寝る、そのような家庭は割とあるのではないかと思うわけです。どうしても、家事は女性の仕事という意識が強いと、「無理をしてやらなきゃいけないんじゃないか」と思ったり、お父さんも子供も当たり前のように「ご飯は？」と聞いてしまったりするのかもしれませんが、考えてみたら、これは虐待のようなものですね。でも、そのようなおうちが多かったりすると、DVの問題について、なかなか関心を持って、敏感に感じていただくことが難しくなったりするというようなことがあると思います。以上です。

司会：

北仲様、ありがとうございます。

それでは、それぞれにご発表いただいた内容を踏まえまして、まずは、DV対策の現状と課題、必要な取組についてご意見を伺ってまいります。まずは田中様から、お伺いさせていただきます。

田中：

DVの問題は、やはり被害者が出てから、あるいは、加害者になってから対応することでは、いかにも後手と考えております。予防にまさる対処なしと思っています。しかし、その予防をいかに行うか、予防的な活動をどのように行うかについては、様々なハードルがあるように思っています。

われわれの活動は、県の委託を受けて行っております。ですから、県庁を通して、公立の学校に「それなりの講座を行わせてくれ」という要請をすることは可能ですが、なかなかスムーズに受け入れてもらえないという寂しい現状もあります。われわれは、そのような学校での講演も行わせていただいておりますし、あるいは、一般市民に対する講座も行

っております。しかし、その一般市民の講座に関しましても、できる限り広報はしておりますが、毎回、多くて20人くらいの参加者しか、ありません。しかも、大体、毎月1回やっているのですが、固定した方しか来られないという現状があります。そのような現状を踏まえ、予防のために何ができるのかということをしっかり考えていく必要があると思っております。

また、加害者対策を何とか制度化できないかということも考えております。どこがやる、誰がやるというような問題、これは被害者支援の方でも、あるいは先ほどの性暴力のところでもありましたけれども、なかなか専門家が育ちにくい状況があることを踏まえ、今後は積極的に対応していく必要があると考えています。以上です。

司会：

続いて、小柴様、お願いいたします。

小柴：

私のところは民間シェルターですけれども、先ほども言いましたように財政支援が必要であるということ、それを強く強調したいと思います。

また、「びーらぶプログラム」というものをやってみて、お父さんの元から離れた子どもたちは非常に心に傷を負っていることが、すごく身にしみて分かりました。それぞれの子どもの心の傷がそれぞれに深く、また、内容が様々ですけれども、性被害に遭っているお子さんもいらっしゃるのではないかとこの節も見られるようなケースもあったりして、非常に子どもの被害が深刻であると私は考えています。

だから、DV家庭の子どもへの支援という視点で物事を見ていくことも必要かと思いません。「虐待のある家庭にはDVがある。DVがあるところには子どもへの虐待がある」という視点でしっかり家庭を見ていかないとまずいのではないかと考えています。以上です。

司会：

続いて、平川様、お願いいたします。

平川：

まず、DV対策の現状と課題についてです。山口県では、DV防止法に基づく「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の計画期間が今年度で終了することから、現在、改定作業を行っているところです。それに先立ち、昨年度、県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、約4人に1人がDVの被害経験があり、性別に見ると、被害経験があった女性は約3人に1人、男性は5人に1人という結果です。そして、被害を受けたことのある人のうち約6割が、どこにも、誰にも相談していません。

また、相談窓口の認知度は、県の男女共同参画相談センター、配偶者暴力相談支援センターの認知度は 25.1%にとどまっていますが、相談窓口を知らない割合は 8.4%と少なく、9割以上の方が警察や市町などの相談窓口を知っており、必要な相談は関係機関から県の男女共同参画相談センターにつながるようになっています。

次に、必要な取組ですが、先ほどの誰にも、どこにも相談しなかった人の割合は高く、県の男女共同参画相談センターの認知度の向上とともに、被害者がひとりで悩まず、気軽に相談できるようにするための広報・周知が必要と考えております。また、昨年のDV防止法の改正を踏まえ、DV被害者の子供への支援の充実にも努めてまいります。以上でございます。

司会：

続いて、北仲様、お願いいたします。

北仲：

DVから逃れたお母さんと子供は、非常に苦しい生活をされる方が多いです。これは、日本で、結婚した後の女性がきちんとした職に就いて正規で雇用されることが少ないという問題も反映しています。ですから、DV被害者の支援は、母子家庭の生活支援とつながっています。

それから、昨今、話題になったように、DV家庭と子供の虐待の問題は同時に起こっていることが多いですし、ストーカーの問題も大体DVと重なっていることが多いので、これらの担当機関が一緒になって対応することが必要で、性暴力のワンストップと同じように、DV被害についても、様々な担当者・機関が一体的に支援できる体制づくりが本当に必要だと思っています。

三つめに、民間シェルターの支援者の中には、元被害者の人で、「何とか自分も手伝って救いたい」という形で関わってくださる方が多いのですが、また、この支援者が、小柴さんも言ったように、職業としてきちんと自立できるような収入を持っていないのです。若い学生さんの中でも、このような仕事に就きたいという人に結構出会うのですが、就職先として勧めることはできないのです。他の国のように、きちんと、このような支援に携わるいろいろな専門の人たちが職業になるような道をつけていく必要があると思っています。以上です。

司会：

皆様、ありがとうございました。

難波課長、様々なご意見を伺いましたが、感想や今後の展望などをお願いいたします。

難波：

皆様、本日は、ご登壇いただき、ご意見を賜りまして、ありがとうございます。DVの現状に関しましては、先ほど冒頭でもご説明いたしました。新型コロナウイルスの影響を受けまして、生活不安やストレスなどによりまして、今年度は増加傾向にあるところでございます。

課題としましては、まず、被害を受けていても相談できていない方が多いということが挙げられるかと思っております。この課題に対応するために、政府では、電話ができないような環境にいらっしゃる方が相談しやすいように、メール・チャットを使った相談窓口の開設、それから、少しでも覚えていただきやすいように、電話の短縮ダイヤル化を行っております。引き続きこれらの周知を図っているところでございますけれども、皆様にもぜひご協力いただければと考えております。

また、「DVを受けてしまうのは自分のせいだ」と自分を責めてしまう方もいらっしゃいますけれども、いかなる理由であっても、暴力は決して許されるものではありません。配偶者などからの暴力で不安、つらさを感じていたら、ひとりで悩まず、まず相談していただくことが、DVを深刻化させないためには大切です。ひとりでも多くの方が支援につながるができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

司会：

さて、続きましては、被害者支援の取組と加害者プログラムについて、ご意見を伺ってまいります。田中様からお伺いさせていただきます。

田中：

私は、DV加害者の更生といいますが、DVをやめるための支援をしているわけですが、この活動の根本は、被害者を出さないための活動だと位置づけています。従って、DV被害者の支援と加害者の支援は表裏一体であるという認識を持っています。ところが、今日のわが国のありようを見ますと、被害者支援については、一定の評価が得られるレベルに活動が盛んになっていると考えますが、DV加害者の立ち直り、あるいは、DVをやめる支援につきましては、まだまだ裾野が広がらない状況にあると感じています。

被害者支援をする方の中には「加害者を刑務所に入れろ」ということを声高におっしゃる方もいらっしゃると思っております。確かにそのような考え方もあるだろうと思うのですが、その辺りの考え方について、しっかりと方向性を決め、そして、対応を一元化するといいますが、同じ方向を向いて誰もが活動できるようになれば、被害者の支援、加害者の立ち直り支援が、うまく車の両輪のように働くのではないかと考えております。

先ほど山口県の課長様から伺いましたが、配偶者暴力相談支援協議会でしょうか、ちょっと聞き逃してしまったところもありますが、そのような協議会を全国レベルで各都道府県に設置するなどの施策もあるかと思ひながら、今日は伺いました。よい経験の機会を与

えていただいたと思っています。以上です。

司会：

続いて、小柴様、お願いいたします。

小柴：

私は、被害者支援としては相談・一時保護・自立支援ですが、自立支援にかなり力を入れていかないと、自己肯定感が高められないと思います。自立支援の必要性を私は訴えたいと思います。また、加害者に対してのお願いですけれども、被害者が離れた後、追いかけて、そして恐怖を与えるというようなところが多々あります。そうすると、回復に非常に悪影響を及ぼしています。そのようなところについても、加害者プログラムで支援がきちんとできていくようになれば、それなりの意味はあるのかと思ったりもします。以上です。

司会：

続いて、平川様、お願いいたします。

平川：

まず、被害者支援の取組です。被害者支援については、県の男女共同参画相談センターを中核として、住民に身近な市町、関係機関・団体等と連携し、相談・保護・自立支援と切れ目のない支援を行っています。相談においては、被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、様々な状況を抱えた被害者の相談に対応するため、相談職員の専門性の向上や二次被害を防止するための研修などを実施し、誰もが安心できる相談環境づくりを進めています。また、一時保護においては、関係機関と連携して、被害者の安全確保に努めるとともに、24時間受け入れ可能な体制を整備しております。また、被害者が同伴する家族の状況に応じて適切な一時保護を実施するとともに、被害者が同伴する子供についても、安心して生活できるように、学習支援や保育支援をはじめ、心のケアなどの支援を行っています。さらに、自立支援においては、被害者の状況やニーズに応じて、経済的自立に向けた支援や、住宅の確保支援、子供に対する支援、保護命令申し立てに関する支援など、様々な支援を行っています。

次に、加害者プログラムです。加害者更生プログラムについては、被害者の安全性をいかに高めていくかなどの課題もあることから、国における調査研究の把握や、民間団体における取組情報等の情報収集を行っているところです。また、DVの加害者にも被害者にもならないためには、子供のころからの教育・啓発が必要であり、引き続き、高校生を対象としたデートDVの予防啓発に取り組んでまいります。説明は以上です。ありがとうございました。

司会：

続いて、北仲様、お願いいたします。

北仲：

スライドをお願いします。私が言いたいことの一つは、このような性暴力やDVの問題を「すごくマイナーな、特殊な、極端なことだ」「自分には関係ないことだ」と思っている方が多いために、どうしても主流の対策に押し出されてこなかったと思うのです。ですから、支援もパートタイムやボランティアの人が主にやっていたり、専門家もなかなか育たないということがありました。しかし、残念ながら、セクシュアル・ハラスメントや性暴力、DV、ストーカー、どれもかなり多くの女性たちが被害に遭っていて、それで本当に心身を傷つけて、人生が変わってしまっている人は全然珍しくないのです。ですから、この問題を本気で解決していかないと、沢山の女性たちが元気に活躍する条件を阻害していると思います。ですので、支援者も頑張るし、専門家も育てたいし、それから、行政も連携したいし、そして、市民にももっと関心を持っていただいて、応援していただきたいです。まさに、コロナでこの問題が深刻になっていたり注目を集めていたりする今こそ、みんなの知恵と思いを合わせて、対策を本気で前に進める時期に来ているのではないかと思っています。以上です。

司会：

皆様、ありがとうございました。

難波課長、様々なご意見を伺いましたが、感想や今後の展望などをお聞かせください。

難波：

まず、被害者支援の関係でございますけれども、先にご説明させていただきました相談窓口の開設の他に、民間シェルターへの支援としまして、内閣府では、今年度から、民間シェルターと連携して先進的な取組を行っている都道府県に交付金を交付するパイロット事業を始めております。例えば、メール・SNS等を活用した相談を実施したり、心理職の専門職によるメンタル面のケアに取り組んだり、そのような先進的な取組を支援しているところでございます。

また、加害者プログラムの関係では、昨年度、自治体がDV加害者プログラムを実施する場合の基本的な考え方について検討を行い、報告書をまとめております。今年度は、自治体と民間団体が連携したDV加害者プログラムについて、実際に広島県において試行実施を行っております。この結果も踏まえまして、来年度、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

司会：

DV対策について、皆様にお話しいただきました。

「自分さえ我慢すれば大丈夫」、そう思っていたら、命にかかわることがあるかもしれません。皆様のお話にあったように、様々な形の支援、手厚い支援がありますので、勇気を出して、相談に乗っていただきたい、相談していただきたいです。みんなで助け合う世の中にしたいと思っております。ご登壇いただきました皆様、今日はどうもありがとうございました。

それでは、最後に、本シンポジウムの閉会に当たり、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長・難波康修より、閉会の挨拶をさせていただきます。難波課長、よろしく願います。

4. 閉会挨拶

難波：

性暴力・DV対策シンポジウムをご視聴いただきまして、誠にありがとうございました。また、本日ご登壇いただきました皆様方には、日ごろの活動、その現状・課題につきまして発表いただきまして、ありがとうございました。様々な立場から発表いただき、改めて性暴力とDVの根絶のために日ごろ取り組まれていることに敬意を表するとともに、今後とも更なる取組、支援をよろしくお願い申し上げます。

発表の中にもございましたが、性暴力・DVとも現状、大変深刻な状況にあります。そのため、より一層、被害者支援の取組を進める必要があると強く実感したところでございます。性暴力・DVとも、早めの相談が大切です。少しでも「相手との関係がおかしい」「被害を受けてつらい」と思ったら、独りで悩まず、相談していただくこと、また、周りに悩んでおられる方がいらっしゃいましたら、相談窓口を教えてあげていただきたいと考えております。

本日11月25日は、女性に対する暴力撤廃の国際デーでございます。女性に対する暴力の撤廃のため、世界中で様々な取組が行われております。総理官邸のTwitterにおきましても、女性に対する暴力の根絶に向けたメッセージが発信されております。また、国連人口基金東京事務所、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが主催します女性に対する暴力撤廃の国際デー記念イベントがオンラインで開催されることになっております。

女性に対する暴力の根絶に向け、本日シンポジウムをご覧いただきました皆様にも、引き続きご協力をいただけますと幸いです。今後とも、被害者の立場に寄り添った支援を強気に推進してまいります。最後に本日、ご参加、ご覧いただきました皆様に、改めてお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

司会：

以上をもちまして、性暴力・DV対策のライブシンポジウムを終了とさせていただきます。ご視聴いただきまして、誠にありがとうございました。

以上